地方税法等の一部改正について

令和3年3月3日 税 務 課

1 法改正の動向

令和2年12月21日に令和3年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税については令和3年1月29日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところである。

2 法改正の主な内容(県税関係)

税目	内 容	備考
自 動 車 税環境性能割	て、2年間の激変緩和措置を講じた上で、新たな燃費基準に	
自動車税種別割		令和3年4月1日 施行
不動産取得税	○ 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%から3%に軽減)の適用期限を令和6年3月31日まで3年延長○ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1に軽減)を令和6年3月31日まで3年延長	
軽油引取税	○ 船舶等の動力源などを用途とする場合の課税免除の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年延長	
個人県民税	○ 所得税における住宅ローン控除の特例措置(税額控除の期間:13年間)の見直しにあわせて,個人県民税の適用期限を令和17年度まで延長	令和4年度分の個 人県民税から適用
法人事業税	○ 電気事業法の改正により、電気供給業の新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されたことに 伴い、課税標準や適用する税率等を規定	令和4年4月1日 以後に開始する事 業年度から適用

3 広島県税条例の一部改正

法改正に伴い、広島県税条例の一部を改正・施行する必要があるが、改正法案の国会での成立は令和3年3月末になる見込みで、その一部は令和3年4月1日から施行することとされている(表の網掛け部分)ことから、時間的余裕がないため、4月1日から施行するものについては、専決処分により条例改正を行う。